

水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税について

「水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（平成 28 年政令第 196 号）の公布に伴い、平成 28 年 4 月 9 日から平成 28 年 8 月 8 日までの間、下記対象貨物に対する暫定的な不当廉売関税が課されることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1 対象貨物

関税定率法別表第 2815.20 号に掲げる水酸化カリウム（かせいカリ）

2 対象国

大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするもの

3 不当廉売関税率

貨物の原産地	不当廉売関税率
大韓民国	49.5%
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）	73.7%

4 適用期間

平成 28 年 4 月 9 日から平成 28 年 8 月 8 日までに輸入されるもの

5 その他

(1) 原産地を証明した書類の提出について

「水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 28 年 4 月 8 日付財関第 468 号）」に基づき、対象貨物（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするものを除く。）の輸入申告の際は、関税法施行令第 61 条第 1 項に規定する原産地証明書の提出をお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。

(2) システムを利用して行う輸入（納税）申告について

暫定的な不当廉売関税の賦課に伴い、内国消費税コード（輸入）が新設されます。不当廉売関税が課される貨物に係る輸入（納税）申告の際は、「内国消費税等種別コード」欄に以下のコードを入力願います。

貨物の原産地	NACCS 用コード
大韓民国	S006001
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）	S006002

本件に関する問い合わせ先

門司税関業務部統括審査官（通関総括第 2 部門担当）

TEL 050-3530-8401